

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについて

1 概要

今般、「六価クロム化合物」について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）の排水基準と地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（以下「浄化基準」という。）が見直されることから、これとの整合を図るため、上乗せ排水基準を以下のとおり見直すこととする。

表1 六価クロム化合物に係る排水基準等の現行と見直し案

	法令	現行	見直し案 R6.4.1以降	見直し案 R9.4.1以降		
法	① 浄化基準	0.05mg/L	0.02mg/L			
	② 排水基準	0.5mg/L	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> </div>			
	電気めっき業を除く業種				0.2mg/L	0.2mg/L
	電気めっき業				0.5mg/L	
条例	上乗せ排水基準 ①（特別排水規制水域等）	0.05mg/L	0.02mg/L			
	上乗せ排水基準 ②（その他の水域）	0.2mg/L	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> </div>			
	電気めっき業を除く業種				削除	
	電気めっき業				0.2mg/L	削除

<制度の体系>

- 法では、特定事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目で生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの（以下「生活環境項目」という。）の許容限度を排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。
- 排水基準省令では、全国に一律に適用する基準（以下「一般排水基準」という。）を定めるとともに、一部の有害物質又は生活環境項目については、一般排水基準を直ちに達成することが困難な一部の業種に対して、期限を定めて、暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を定めている。
- 法施行規則では、法第14条の3に基づく地下水の水質浄化に係る措置命令等に係る浄化基準を定めている。
- また、法第3条第3項では、都道府県は、地域の状況から法の排水基準では人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域について法よりも厳しい排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めることができるとしており、本県

では、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）で上乗せ排水基準を定めている。

2 背景（法に基づく排水基準等の改正の動き）

- 有害物質である六価クロム化合物の一般排水基準は、法が制定されたことに伴い、昭和46年に0.5mg/Lに設定された。
- 平成30年に内閣府食品安全委員会において健康影響に関する評価（一日耐容摂取量：1.1μg/kg 体重/日）がなされたことを受け、令和2年4月に水道水質基準の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正された。
- このことを踏まえ、環境省では水質環境基準健康項目の基準値（以下「環境基準値」という。）を0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正し、令和4年4月に施行した。
- このような状況を踏まえ、環境省では六価クロム化合物の一般排水基準を現行値（0.5mg/L）から環境基準値（0.02mg/L）の10倍の値（0.2mg/L）に改正する案について、令和4年3月に中央環境審議会に諮問した。
- なお、電気めっき業については一般排水基準値（0.5mg/L）を暫定排水基準として3年間適用することとしている。
- また、浄化基準は従来の考え方を踏襲し、地下水環境基準と同じ値（0.02mg/L）とすることとしている。

表2 六価クロム化合物に係る法に基づく排水基準

業種	R6.3.31まで	R6.4.1以降	R9.4.1以降
電気めっき業を除く業種	0.5mg/L (一般排水基準)	0.2mg/L (一般排水基準)	0.2mg/L (一般排水基準)
電気めっき業		0.5mg/L (暫定排水基準)	

表3 六価クロム化合物に係る法に基づく浄化基準

R6.3.31まで	R6.4.1以降
0.05mg/L	0.02mg/L

<一般排水基準の改正スケジュール>

- ・令和5年6月14日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
- ・令和6年2月頃 基準改正省令公布
- ・令和6年4月1日 基準改正省令施行

3 上乗せ条例に基づく排水基準の見直し

(1) 特別水域等における上乗せ排水基準

- 浄化基準の改正に合わせて、特別水域等における上乗せ排水基準を0.05mg/Lから0.02mg/Lに見直す。

表4 特別水域等における六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準の見直し案

	現行	見直し案
特別水域等	0.05mg/L	<u>0.02mg/L</u>

(2) その他の水域における上乗せ排水基準

- 一般排水基準の改正により、電気めっき業以外のその他の水域における上乗せ排水基準と一般排水基準が一致することとなるため、その他の水域における上乗せ排水基準の適用対象を電気めっき業のみとし、電気めっき業については、暫定排水基準適用期間内は、現行の当該上乗せ排水基準を引き続き適用する。

表5 その他の水域における六価クロム化合物に係る上乗せ排水基準の見直し案

	現行	見直し案
その他の水域 (A～F水域)	0.2mg/L	<u>0.2mg/L</u> <u>(電気めっき業に限る※)</u>

※ 暫定排水基準適用期間に限る。

<上乗せ排水基準の内容>

- 本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乗せ条例を制定し、項目、水域、業種及び排水量ごとに排水基準を設定し、特定事業場からの排水を制限している。
- 公共用水域または地下水を水源とする水道の水質保全を図る観点から、福島県生活環境の保全等に関する条例（以下「生環条例」という。）に基づき、人の健康に係る有害物質について「特別排水規制水域」又は「地下水水質保全特別区域（以下「特別水域等」という。）」を設定し、上乗せ条例では特別水域等に適用する排水基準とその他の水域（A～F水域）に適用する排水基準を設定している。

特別排水規制水域	生環条例第28条第1項の規定に基づき、水道の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域に含む市町村の長の申出により、公共用水域のうち特に水質の保全を図る必要があると認める水域として知事が指定した水域。
地下水水質保全区域	生環条例第49条第1項の規定に基づき、地下水を水源とする水道の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域に含む市町村の長の申出により、特に地下水の水質を保全する必要があると認める区域として知事が指定した区域。
A水域	阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）

B	水 域	阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）
C	水 域	猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域
D	水 域	いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域
E	水 域	相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
F	水 域	久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

○ 特別水域等における上乗せ排水基準は法に基づく浄化基準を考慮し設定しており、現在の六価クロム化合物の当該上乗せ排水基準は、改正前の浄化基準と同値（0.05mg/L）である。

○ なお、これまで特別水域等を指定した実績はない。